

「ボイラー及び圧力容器安全規則(改訂第 13 版)」における改正省令該当箇所

令和 5(2023)年 12 月 18 日、12 月 21 日及び令和 7(2025)年 4 月 1 日施行にて、
下記のとおり改正されました。

頁	改正前	改正後
4 上段	(伝熱面積) 第二条 四 電気ボイラー 電力設備容量 <u>二十キロワット</u> を一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積	(伝熱面積) 第二条 四 電気ボイラー 電力設備容量 <u>六十キロワット</u> を一平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積 施行日:2023年12月18日
26	(ボイラー室の出入口) 第十九条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う <u>労働者</u> が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。	(ボイラー室の出入口) 第十九条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う <u>者</u> が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。 施行日:2025年4月1日
35	(ボイラー室の管理等) 第二十九条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を <u>行わなければならない</u> 。 一 ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを <u>禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に<u>掲示</u></u> すること。 二～五 (略) 六 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に <u>すき間</u> が生じたときは、 <u>すみやかに</u> 補修すること。	(ボイラー室の管理等) 第二十九条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を <u>行わなければならない</u> 。 一 ボイラー室その他のボイラー設置場所に <u>関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に<u>表示</u></u> すること。 二～五 (略) 六 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に <u>隙間</u> が生じたときは、 <u>速やかに</u> 補修すること。 施行日:2025年4月1日

頁	改正前	改正後
60 上段	<p>(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第六十二条(略)</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第百十九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。</p>	<p>(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第六十二条(略)</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十七号の作業で、<u>自動車用燃料装置(圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。))の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。第二百二十五条において同じ。))<u>に用いられる第一種圧力容器及び</u>電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第百十九条第一項第二号又は第三号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者に限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。</u></p> <p>施行日:2023年12月21日</p>

頁	改正前	改正後
120 上段	<p>(適用除外)</p> <p>第二百五条</p> <p>次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器</p> <p>第四十九条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第二百五条</p> <p>次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>自動車用燃料装置に用いられる第一種圧力容器又は第二種圧力容器及び</u>高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器</p> <p>第四十九条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十四条及び第九十五条</p> <p>施行日:2023年12月21日</p>